

## 【別紙】 特定法人および特定組合員について

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、法人のお客さまとのお取引時(口座開設など)には特定法人および特定組合員について確認をさせていただきます。

### 1. 特定法人(※)に該当するか、ご確認のうえ、口座開設申込書にご記入ください。

(※)人格なき社団・財団は特定法人には該当しません。

直前の事業年度の投資関連所得(※)内訳について

- A: 総収入金額のうち「投資関連所得の占める割合」と  
B: 総資産額のうち「投資関連所得のもととなる資産の割合」はどのくらいありますか？

(※) 投資関連所得・・・利子・配当・不動産等の貸付・譲渡による所得等

A、Bともに  
50%未満

A、Bのいずれか  
もしくは両方とも  
50%以上

初年度決算日を  
まだ迎えていない

法人の種別・形態について

下記①～⑪のいずれかに該当しますか？

- ① 上場法人
- ② 上場法人の関係法人(子会社、孫会社又は曾孫会社)
- ③ 主として、②に出資する金融子会社
- ④ 国、地方公共団体、日本銀行
- ⑤ 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行
- ⑥ 日本が加盟している国際機関
- ⑦ 上記④～⑥より100%出資を受けている法人
- ⑧ 公共法人・公益法人
- ⑨ 報告金融機関(銀行、信用金庫、保険会社等)
- ⑩ 外国の法令に準拠して設立された法人
- ⑪ 持株会社(子会社の経営管理のみを行うもの)

該当あり

該当なし

特定法人ではありません

特定法人です

### 2. 特定組合員についてご確認ください。【口座名が「〇〇組合」のみ】

組合形態(〇〇組合)での口座開設を希望のお客さまのうち、下記表のいずれかの組合契約を締結している場合、特定組合員の情報(氏名及び住所)を口座開設申込書にご記入ください。いずれの組合契約も締結していない場合は、記入不要です。

組合契約	口座開設申込書に記載する特定組合員の情報
民法上の組合(外国の法令に基づきこれに類する契約を含む)	業務を執行する組合員の氏名、住所※
匿名組合	営業者の氏名、住所※
投資事業有限責任組合	業務を執行する無限責任組合員の氏名、住所※
有限責任事業組合	業務を執行する組合員の氏名、住所※

※特定組合員が法人の場合は、名称および主たる事務所の所在地をご記入ください。